

農 業 経 営 基 盤 強 化 促 進 法 第 1 8 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ き 、
令 和 8 年 7 月 に開催された協議の場の結果を以下のとおり公表します。

つくば市長 五十嵐 立青

市町村名 (市町村コード)	つくば市 082201
地域名 (地域内農業集落名)	谷田部 地区 第 11 区
協議の結果 取りまとめ年月日	令和 8 年 7 月 15 日

【申出案件】

	1	地域計画への位置付け	計	ha
	2	地域計画からの除外	計	ha
○	3	地域計画の位置付け内容等の変更		
	4	その他 ()		

【意見書の有無】

令和 8 年 7 月15日まで開催した協議の場において、不合意と判断する
意見書等の提出はございません。

【協議結果】

協議の場における意見等を取りまとめた結果、地域計画変更等の申し出
内容について、合意となったことから、様式5-1の一部を別添のとおりに
朱書き訂正とします。

※様式5-1の性質上、個人を特定し記載しているものではないため、個々の申し出に対
し、合意内容等の明記はございません。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

つくば市長 五十嵐 立青

市町村名 (市町村コード)	つくば市 082201	
地域名 (地域内農業集落名)	谷田部地区 第11 区 (島名 中別府 下別府 上河原崎 鬼ヶ窪 高田 面野井 下河原崎 水堀)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年7月15日 (第3回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2：「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

70才以上で後継者が「未定」及び「不明」となっている農業者の耕作地は、将来遊休農地化が懸念されることから、地区内の認定農業者や新規就農者への円滑な集積・集約を進める必要がある。また、もみ殻処理施設の不足・老朽化、給水ポンプ等設備の老朽化、電気料金等のコスト増により修繕費の捻出も困難な状況である。地造成に伴う森林伐採・貯水池廃止、市街化区域と調整区域の境界付近で耕作しにくい農地が増加している。新規参入者の農地の確保や、離農者の継承等も課題。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区の主要農産物は米である。都市近郊であるため、需要に応じた多品種栽培も盛ん。農地利用については、認定農業者に加え新規就農者を育成し、利用していく。農地の集約化や再分配により、農地の大区画化や耕作条件の改善を進め、拡大や新規参入しやすいように、集約した面積の農地を確保し、分かるように提示していくことが必要。後継者がいない農業者が離農した際には、既存農業者や新規就農者が機械・施設や農地を承継できるような仕組みづくり、継承後も前耕作者による概ね5年間程度の実地研修・伴走支援の実施も課題と連携し検討する。そのために地域と担い手が一体となって、地域内の話し合いの場を定期開催し、課題共有と受け皿づくりを進め、継続的に農地利用について意見交換を行う。将来性のある利活用しやすい農地を優先整備することも検討。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	576.89 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	253.18 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その他耕作条件の悪い土地や担い手の見込みのない土地について、保全・管理を行う区域とするかは今後も協議していく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針 農地中間管理事業を活用し、耕作地（水田及び畑）の集積を促進させていき、大区画化など耕作条件を改善することで担い手への集積を進める。（大画化を進めるにあたっては、地権者との協議が必須となる）農地を農地中間管理機構に貸し付け、地権者の理解及び担い手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化を進める。また、将来性のある利活用しやすい農地を優先整備することも検討。
(2) 農地中間管理機構の活用方針 農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を踏まえて、段階的に集約化を進める。
(3) 基盤整備事業への取組方針 関係者の合意形成を図り、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備を検討する。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 市、農業協同組合、普及センター等関係機関が連携して、地域の状況に合った経営体を募集する。生産する農地の紹介や栽培技術等の支援を行い、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 耕作できなくなった耕作地を農業協同組合の関連会社等に委託するとともに、部分的な作業の委託も検討し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

①鳥獣被害防止対策	✓	②有機・減農薬・減肥料	✓	③スマート農業	④畑地化・輸出等	⑤果樹等
⑥燃料・資源作物等	✓	⑦保全・管理等	✓	⑧農業用施設	⑨耕畜連携等	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②マルチ肥料を使用するなどの取り組みを行っている現状があるので、更なる取り組みを地区内で検討する。

③ドローンを使用しているが、現状、野菜（畑）で（ドローンを利用して）使用できる肥料が少ないのが課題であるため、今後使用の拡大を地区内で検討していく。

⑦遊休農地及び耕作放棄地にならないように耕作者が自分の耕作地の周りの除草等を行うことで保全・管理等を行っているので、今後の保全・管理等についても地区内で検討する。

⑧地区でビニールハウスを設置しているが、今後どのようにしていくか地区内で検討する。